

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正案	現行
<p>（営業保証金に代わる契約の相手方）</p> <p>第八条 令第五条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十六条の規定により外国保険会社等とみなされる保険業法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員を含む。第二十二号第四号において同じ。）</p> <p>（金融機関の範囲）</p> <p>第二十二号 令第八条に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関</p> <p>四 保険業法第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等</p> <p>五 信託会社</p>	<p>（営業保証金に代わる契約の相手方）</p> <p>第八条 令第五条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十六条の規定により外国保険会社等とみなされる保険業法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員を含む。）</p> <p>（金融機関の範囲）</p> <p>第二十二号 令第八条に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>四 信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会（新設）</p>